

奈良県告示第百五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により次
のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年六月二十三日

奈良県知事 山下 真

一 徴収を委託した歳入

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）別表第四の五に規
定するまほろば健康パークスイムピア奈良に係る使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 株式会社アクアテイク
所在地 大阪市福島区福島六丁目八番一六号

三 委託事務の取扱期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで